

都市計画法第17条第1項の規定に基づく縦覧に係る彦根長浜都市計画用途地域の変更(長浜市決定)に対するご意見と市の考え方

番号	ご意見	市の考え方
1	<p>今回の市街化区域への変更については、地区計画の要件をそのまま引き継ぐとされていますが、資材高騰等により新規住宅の建築に影響が出ております。人口減少課題に対応し、民間の活動や投資を誘導するという観点からも、安価な住宅建築を可能とするために、地区計画における「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」の中の「勾配条件の解除」を望みます。</p>	<p>今回、市街化区域への編入によって第一種住居地域という建築制限が生じることから、地区計画以外の規制によっても秩序あるまちの形成は一定可能と考えており、そのことを踏まえた社会経済状況の変化等に対応した地区計画の見直しということはあるものと考えております。</p>